

II 静岡県福祉のまちづくり条例の解説

静岡県福祉のまちづくり条例逐条解説

前文

すべての人が個人として尊重され、等しく社会参加の機会を有し、それぞれの立場で社会に貢献し、様々な交流やふれあいの中で生きがいを持って生活することができる社会の実現は、私たちすべての願いである。

こうした社会を実現するためには、県民一人ひとりが思いやりの心を持ってお互いを尊重しあい、障害者、高齢者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用することができるだれもが住みよい福祉のまちづくりを推進していくことが必要である。

ここに、私たちは、共に力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを決意し、この条例を制定する。

《趣 旨》

本条例の前文は、「福祉のまちづくり」の基本理念及びこの条例の制定趣旨を述べたものである。

障がい者、高齢者等も、健常者と同様に、社会の一員として尊重され、社会からのサービスを等しく享受し、社会参加できる社会をめざすノーマライゼーションの理念を基本に据え、障がい者、高齢者等の自立と社会経済活動への参加を促進し、県民が力を合わせ、一体となって福祉のまちづくりを推進することを宣言しており、本条例の各条項の解釈、運用にあたっては、この前文の精神を生かして行う必要がある。

障がい者や高齢者を含むすべての人が個人として尊重され基本的人権に基づく諸権利が等しく保障されることは、憲法あるいは障がい者基本法の内容から当然必要であるが、現実には、障がい者、高齢者等は、日常生活や社会生活において各種の制限を受けている状況にある。

福祉のまちづくりとは、障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活において各種の制限を受けている状況について、その障壁となっている原因を取り除き、障がい者や高齢者等を含む全ての人が自らの意思で自由に行動し、主体的に社会生活することのできるまちづくりを推進するための取組みといえる。

なお、ここでの主体は「障がい者、高齢者等を含むだれもが」であり、単に障がい者、高齢者等に限らないことに留意しなければならない。このことの意味は、第1章以下がその対象を障がい者、高齢者等に基本的に限定しているのとは異なり、本条例はまず根源的に、あらゆる県民の利用に配慮した福祉のまちづくりを目指し、第二義的に障がい者、高齢者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者について、具体的な公共的施設の整備等を推進しようとするものである。

本条例に前文を設けることとした理由は、福祉のまちづくりの基本理念及び条例の制定趣旨及び県民の責務と決意を前文に謳うことにより、福祉のまちづくりの基本理念を

県民に明らかにするとともに、県民総参加のもとに着実に福祉のまちづくりを推進していこうとするためである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、福祉のまちづくりを推進するため、県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県の基本方針を定めてこれに基づく施策を総合的に実施し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

《趣 旨》

本条は、条例自体の目的を明らかにしたものであり、具体的には県、市町、事業者及び県民の責務を明らかにし、県の基本方針を定めて、この基本方針に基づく施策を総合的に実施していくことを明らかにしている。

特に県民の責務を入れたのは、福祉のまちづくりは特定の者が実施するものではなく全ての県民が自分自身の問題としてとらえ、それぞれが自分のできるところから努力して実施することにより、初めて実現できるからである。

なお、条例の制定理由や基本理念に相当する部分は前文で規定しているため、第1条では条例の目的の基本的事項のみを規定している。

具体的には、第3条から第6条で「県、市町、事業者及び県民の責務」を、第8条で「県の基本方針」を定めている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者、高齢者等 障害者、高齢者その他の者で日常生活又は社会生活に身体
の機能上の制限を受けるものをいう。
- (2) 公共的施設 社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育施設、公共交通機関
の施設、宿泊施設、店舗、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供す
る施設で規則で定めるものをいう。

《趣 旨》

本条は、条例全体にかかる基本的かつ重要な語句について用語の定義を規定したものである。

(第1号関係)

冒頭で「すべての人に」としながら、ここで「障がい者、高齢者等」を特記しているのは、障がい者や高齢者等が日常生活や社会生活において最も各種制限を受けており、また現在の施設等の状況が特に障がい者や高齢者等にとって利用しにくいものとなっており、障がい者や高齢者等の安全かつ円滑な利用に配慮したまちづくりを進めることが、同時に健常者をはじめとするすべての人にとっても使いやすいまちづくりに通じるとい
う蓋然性が高いことによるものである。

(第2号関係)

「公共的施設」とは、例示されているような「不特定かつ多数の者の利用に供する施設」のことであり、具体的には規則第2条の別表第1に規定しており、詳細については別途「公共的施設及び特定公共的施設の解説」において説明する。

公共的施設の「公共」とは「公共の場」等と同様の広い概念で使用されており、「不特定かつ多数の者が自由に入出ることができる施設」というような意味で使用されており、国や地方公共団体の施設に限定するものではない。

<解 釈>

- ・「その他の者」には、乳幼児、妊産婦、怪我人等が当てはまる。
- ・「身体機能上の制限」については、バリアフリー法と同じく身体機能上の制限を受ける者を対象とする考えに基づく規定である。
- ・「店舗」とは、障がい者、高齢者等の日常生活において重要な施設であり、物販施設の店舗、金融機関の店舗、公益事業の店舗、飲食施設の店舗等を含めて総称する言葉として使用されている。
- ・「公共交通機関の施設」とは、建築物である駅舎等のほかに、プラットホームや改札口、跨線橋等を含むものである。

規則

(公共的施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の左欄に掲げる施設(建築基準法(昭和25年法律第201号)第3条第1項に規定する建築物及び文化財保護法(昭和25年法律第214号)第143条第1項又は第2項の伝統的建造物群保存地区内における同法第2条第1項第6号の伝統的建造物群を構成している建築物を除く。)とする。

別表第1については、後述の「公共的施設及び特定公共的施設の解説」のとおりである。

(県の責務)

第3条 県は、福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

《趣 旨》

本条は、福祉のまちづくりに関する県の責務を明確にするものであり、県は、市町の区域を越えた広域的な対応や福祉のまちづくりに関する総合的な施策を実施することになる。なお、具体的な施策については、第2章において施策の基本事項を明確にしている。

(市町の責務)

第4条 市町は、県の施策と相まって、当該地域の実情に応じて、福祉のまちづくりに関する施策を実施する責務を有する。

《趣 旨》

本条は、福祉のまちづくりに関する市町の責務を明確にするものである。

まちづくりの主体は市町であるのが基本であり、その市町の区域の状況、地域の特性を生かし、住民に最も身近な行政主体である市町が、地域の実情に応じて、それぞれの地域住民の意向を反映した自主的、主体的なまちづくりに取り組むことが重要である。

ここでは、「福祉のまちづくり」に関する市町の責務を明確にし、市町が地域の実情や障がい者、高齢者等のニーズに応じ、住民と一体となって必要な施策を推進するよう定められたものである。

なお、本条例施行前から、開発指導要綱等により福祉のまちづくりに先駆的に取り組んできた市町もあるが、これらの要綱が本条例の整備基準等を上回る内容の場合にあっては、条例による指導助言等とは別に、その上回る部分については市町が独自の行政指導を行っていくことになる。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業の用に供する施設等を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、その整備に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

《趣 旨》

本条では、事業者の責務を明らかにしており、福祉的配慮による施設等の整備は、その設置者等が自らの責任をもって取り組むよう努めるべきであることを明文化するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策への協力について規定している。

本条の「事業者」とは、一般的な用語としての事業者であり、施設等を設置して事業を営む主体を指すものであり、いわゆる民間事業者のみをさすものではなく、例えば、道路管理者としての国、県、市町も当然この「事業者」に含まれる。

また、本条の「事業者」は、公共的施設等の整備に係る者に限定される第3章の事業者よりも広い範囲まで含んでいる。

(県民の責務)

第6条 県民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、県民総参加による福祉のまちづくりを推進するため、自ら進んで福祉の学習活動、障害者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを推進するためには、県、市町、事業者及び県民が一体となって取り組むことが重要であることから、本条では、福祉のまちづくりに関する県民の責務を明確にし、県民がまちづくりの主役であるとの考えのもと、自ら進んで福祉の学習活動、障がい者、高齢者等との交流活動、ボランティア活動等に積極的に参加するとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力することを規定し、県民の自主的な活動を期待するとともに、県民の理解と協力により福祉のまちづくりを推進しようとするものである。

このように、福祉のまちづくりは、誰かがやってくれたものという観点ではなく、自分自身の問題でもあるという観点に立って全ての県民に努力を期待するものである。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

第7条 県、市町、事業者及び県民は、それぞれの責務を自覚し、一体となって福祉のまちづくりの推進に努めるものとする。

2 県及び市町は、市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の事業が実施される機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するものとする。

《趣 旨》

本条第1項では、第3条から前条までにおいて各々の責務を定めた県、市町、事業者及び県民の四者が相互に連携して一体となって福祉のまちづくりを進めていく必要性を示したものである。

第2項では、新しい街がつくられる様々な機会を最大限に活用して面的な整備を積極的に行い、福祉のまちづくりを推進することを規定するものである。

第2章 福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- (1) すべての県民が福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう県民意識の高揚を図る。
- (2) 障害者、高齢者等が自らの意思で自由に移動し、安全かつ円滑に利用できるよう公共的施設等の整備を促進する。

《趣 旨》

本章は、第1章の総則（特に第3条）を受けて、福祉のまちづくりに関する具体的な県の施策を規定するものである。具体的には県としての施策の基本方針、広報及び情報の提供等、教育の充実、交流・ふれあいの促進、ボランティア活動の促進及び財政上の措置について定めており、本条は、その冒頭にあつて、県の福祉のまちづくりに関する施策の基本方針として、(1) 県民意識の高揚（ソフト面）、(2) 公共的施設等の整備促進（ハード面）の二つを挙げて、ソフト、ハード両面から施策を推進することを基本方針として明らかにするものである。

(広報及び情報の提供等)

第9条 県は、福祉のまちづくりに関する事業者及び県民の理解を深め、自主的な活動を促進するため、必要な広報及び情報の提供を行うものとする。

2 県は、市町、事業者及び県民に対し、福祉のまちづくりに関する技術的指導その他必要な措置を講ずるものとする。

《趣 旨》

福祉のまちづくりを進めるためには、ハード面の整備とともに、県民すべてが福祉のまちづくりについての理解を深め、福祉のまちづくりに自ら参加していくようなソフト面の施策の推進が重要である。

このため、第9条（本条）から第12条では、ソフト面の施策のうち特に主要なものである、広報及び情報の提供等（第9条）、教育の充実（第10条）、交流・ふれあいの促進（第11条）、ボランティア活動の促進（第12条）について規定している。

本条第1号では、広く県民に対して福祉のまちづくりに関する広報及び情報の提供を行うこと、第2号では、市町、事業者及び県民に対する福祉のまちづくりに関する技術的指導やその他の必要な措置を講ずることについて規定している。

第1号が、広く県民に対する福祉のまちづくりに関する一般的な情報の提供を定めているのに対して、第2号は、より技術的・専門的な情報の提供や技術的指導について定めるものであり、その主な対象は、建築士等の技術者や事業者あるいは、高齢者、障がい者等である。

(教育の充実)

第10条 県は、障害者、高齢者等に対する県民の理解を深め、思いやりのある心をはぐくむための教育の充実に努めるものとする。

《趣 旨》

まちづくりは人が行うものであり、「福祉の心づくり」は、福祉のまちづくりの基本の問題である。街で困っている人に対して声を掛け、援助の手を差し伸べるなどの行為が自然にできる思いやり的心を育てるためには、子どもの頃から障がい者、高齢者等と接する機会をつくり、これらの人を知ることが何より大切である。こうした考え方に立って、障がい者、高齢者等との交流や福祉体験などの福祉教育の充実に努めることを規定するものである。

また、障がい者、高齢者等を身近な問題として捉えられるように、生涯学習体系の中に福祉課題を導入し学習活動を展開することが大切であり、社会教育活動においても、社会人が障がい者、高齢者等と共に活動し学ぶことのできる機会の提供に努めることが大切である。

具体的には、小・中・高校等の児童・生徒を対象に、福祉のまちづくりの必要性等に対する教育を行ったり、社会人等に対しても、広く社会教育の場を捉えて、これの実施に努めるものである。

(交流・ふれあいの促進)

第 11 条 県は、地域社会における障害者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものとする。

《趣 旨》

第 10 条で述べたのと同じように、障がい者、高齢者等と接する機会をつくり、これらの人を知ることが何より大切である。こうした考え方に立って、本条では地域社会において障がい者、高齢者等との交流・ふれあいの機会の提供及び充実に努めるものと規定されている。

本条の文面からは、障がい者、高齢者等と交流・ふれあいを行う主体が明らかにされていないが、これは当然のことながら障がい者、高齢者等以外の県民を示すものである。

なお、「交流・ふれあい」については、「交流」と「ふれあい」を別けて考えることも可能であるが、その中間部分が曖昧であり、区別が明確でないことから、「交流・ふれあい」として一体として表現されている。

(ボランティア活動の促進)

第12条 県は、県民が障害者、高齢者等の福祉に関するボランティア活動を実践できるように必要な施策の推進に努めるものとする。

《趣 旨》

ノーマライゼーションの理念を地域社会において実現していくために、障がい者や高齢者等を受け入れて支えていくボランティアなど地域住民の参加による支援組織の育成や介護者の組織化を図るとともに、ボランティアとしてまちづくりに参加、協力していく活動に対し、行政として側面から支援に努めていく必要がある。また、ボランティアが相互に連携できるように必要な情報の提供を行うなど、ボランティアのネットワークを育てていく必要がある。

こうしたことから、本条は、県民がボランティア活動への参加を希望する場合に参加しやすいようにボランティア活動の情報提供や研修機会の充実等に努めるものとして規定されたものである。

(財政上の措置)

第13条 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣 旨》

本条は、県として、福祉のまちづくりを推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定したものである。

第3章 公共的施設等の整備

第1節 公共的施設の整備

(整備基準)

第14条 知事は、障害者、高齢者等が公共的施設を安全かつ円滑に利用できるものとするため、公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分の構造及び設備の整備に関し必要な基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 整備基準は、公共的施設の区分に応じ、規則で定める。

《趣旨》

第3章においては、公共的施設等の具体的な整備について定めており、第1節では公共的施設、第2節では特定公共的施設、第3節では公共的施設以外の施設等について規定している。

本条は、公共的施設の整備について、障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとするために必要な基準（整備基準）を規則で定めることを規定している。具体的な整備基準は、規則別表第2で詳細に定めている。

整備基準による整備の対象となる範囲については、公共的施設の全体ではなく、「公共的施設のうち不特定かつ多数の者の利用に供する出入口、廊下、階段、昇降機、便所、敷地内の通路、駐車場その他必要と認める部分」として規定している。これは、公共的施設の整備の考え方が、不特定かつ多数の者の利用に供する部分のみを対象とし、公共的施設の中でも不特定かつ多数の者の利用に供しない部分、つまり、従業員等の特定の者のみが利用する部分は対象としていないことを示している。

なお、整備基準の内容は規則で定めているが、事業者が第15条による努力義務として十分履行可能であり、事業者にとってレベル的に過度の負担とならない範囲で設定するよう配慮している。具体的には、建築物については、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準を基本とし、公共交通機関の施設、道路、公園、路外駐車場については、既に示されている国のガイドライン等との整合に配慮している。

また、整備基準による整備の対象となる部分の例示として「廊下、階段、傾斜路、便所、敷地内の通路、駐車場、利用円滑化経路、室内設備までの経路」としたのは、旧ハートビル法の特定施設と同じ表現に統一することにより、現場の混乱をまねかないよう配慮したためである。なお、ここでの例示を建築物に係るものに限定した理由は、公共的施設のうち道路、公園等は地方公共団体等による整備が一般的であるのに対して、建築物は、民間（県民の負担の掛かる部分）による整備が多くを占めることから、その整備箇所（出入口、廊下等）を例示することとしたものである。

(第2項関係)

整備基準の内容については、規則別表第2に定められている。

規則

(整備基準)

第3条 条例第14条第2項の規程で定める整備基準は、別表第2のとおりとする。

別表第2については、後述の「整備基準の解説」のとおりである。

(公共的施設の整備)

第 15 条 公共的施設の新築若しくは新設又は整備基準に係る部分の増築、改築、用途の変更（施設の用途を変更して公共的施設としようとする場合に限る。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 14 号の大規模の修繕若しくは同条第 15 号の大規模の模様替え（以下「新築等」という。）をしようとする者は、当該新築等に係る部分を整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

ただし、整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合又は地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが困難である場合は、この限りでない。

2 公共的施設の新築等をしようとする者は、前項本文の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該新築等に係る部分の整備基準への適合状況の把握に努めなければならない。

《趣 旨》

本条では、公共的施設の新築等をしようとする者に対し、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないことを規定している。

前文で謳う「高齢者、障がい者等を含むだれもが自らの意思で自由に行動し、あらゆる施設を安全かつ円滑に利用できるように」という趣旨からすれば、日常生活において不特定多数の者が利用する施設については、規模にかかわらず整備基準に適合させるために必要な措置を講ずる必要があり、こうした考えのもとに「公共的施設」が定められている。

先進県では、一定規模以上の公共的施設のみを努力義務又は遵守義務の対象としているものが見られるが、一定規模以上の施設に限定すると、それ以下の施設の整備が図られなくなるおそれがあること、バリアフリー法においても義務化となった特別特定建築物以外は、面積規定を設けずに全ての施設を努力義務の対象としていることなどから、本条例においても用途面積の大小等に関係なく、バリアフリー法において義務化となった特別特定建築物以外の公共的施設について、整備基準に適合させるよう努めなければならないこととしている。

なお、本条において、一段強い義務である遵守義務規定（整備基準に適合させるために必要な措置を講じなければならない。）としないで、努力義務規定（講ずるよう努めなければならない。）としたのは、公共的施設の整備は、事業主や県民の理解と協力を得て推進するという基本的考え方から、遵守義務規定とせず努力義務規定とされたところである。

第 2 項において、規則で定めるところにより、あらかじめ、適合状況の把握に努めることと規定されているが、第 1 項で規定する整備基準への適合努力に当たっては、その前提として適合状況の把握は当然行われるところであり、敢えて別の項を設けて規定する必要はないとも考えられるが、新築等を行う場合に規則で定める「公共的施設整備

計画表(チェックリスト)」を活用して適合状況の把握に努めることを明記することにより、第20条の規定による届出のいない小規模建築物等の建築主や設計士等にも、問題意識を持ってもらうとともに、このチェックリストを積極的に活用していただくために敢えて規定したものである。

<解 釈>

(第1関係)

- ・「新築、増築、改築、用途の変更、大規模の修繕、大規模の模様替え」とは、建築基準法における建築物の建築確認申請を必要とする種類の行為(移転を除く。)と同範囲である。

なお、建築基準法第2条の「移転」は、現状の構造のまま場所を移転するものであり、一般的に建築物の構造、設備に影響するものではないため条例の対象外とした。(実際には、移転に伴い敷地内の通路や駐車場等の整備が必要になる場合があるが、移転は建築物本体には影響ないため対象外とした。)

- ・「新設」とは、建築物以外の公共的施設を新たに築造することを言う。なお、建築物以外の公共的施設の改良は改築に含まれる。(たとえば、道路の場合は、新設又は改築(道法第12条)に該当する。)
- ・「用途の変更」とは、テナントビルとして建築されたものについて、その内装を変えて飲食店や病院等の公共的施設とする場合等にも対象とすることを明らかにする規定である。なお、ハートビル法においても、用途変更を対象としている。
- ・「整備基準に係る部分の増築、改築、……」とは、増築、改築等の場合、出入口、廊下、階段、昇降機、便所等の整備基準に係る部分を含む増築、改築等を対象とするのであり、整備基準に係らない部分のみの増築等、例えば居室のみの増築、改築等は対象とならないことを明らかにする規定である。
- ・「整備基準に適合させる場合と同等以上に安全かつ円滑に利用することができる場合」とは、整備が必ずしも施されていなくても、代替措置等で障がい者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができる場合をいい、例えば、規則別表第2に規定する昇降機に代えて、車椅子の運行に安全な踊り場を適切に設けた傾斜路を設置する場合、誘導用床材の敷設に代えて音声誘導装置を設置する場合、あるいは、エレベーター等の昇降機がなくても、1階部分で同様の用事が足せるように配慮する場合等が考えられる。
- ・「地形若しくは敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由」については、これらの適用があくまでも例外規定であり、運用に当たっては、その理由、内容を明確にし、慎重に対応する必要がある。したがって、これらの場合であっても、はじめから整備をあきらめてしまうことなく、代替措置を検討することにより、整備基準の適合に近づけていくことが可能であり、またその努力が求められるのである。例えば、勾配が多少急になっても傾斜路を設置することが、そのまま段差を残すよりは、障がい者、高齢者、介助者等にとってプラスとなることもあるので、設置場所の状況等も踏まえ十分に検討することも望ましい。

なお、本件に該当する場合を例示すれば、次のような場合が該当する。

- ア 敷地そのものが傾斜しており、道路から建築物に至る道路に規則別表第2に規定する傾斜路を設置することが困難な場合
- イ 用途変更により公共的施設となる場合において、既存の柱の位置を変えることができないため廊下の幅の基準に適合しない場合
- ウ 文化的価値や歴史的価値があるものについて、改善等を施すと著しく当該施設の存在意義を損なう場合のように公共的施設を整備基準に適合させることによって、公共的施設の本来の価値を著しく損なう場合
- エ 災害等により緊急に改修等を行う必要が生じた場合
- オ 仮設建築物

規則

(公共的施設整備計画表)

第4条 条例第15条第2項又は第17条第1項の規定による整備基準への適合状況の把握は、様式第1号による公共的施設整備計画表により行うものとする。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項、第10条第1項、第11条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定の適用を受ける公共的施設(以下「法適用施設」という。)にあつては、この限りでない。

(指導及び助言)

第16条 知事は、前条第1項本文の措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共的施設の新築等をしようとする者に対し、当該公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

《趣旨》

本条は、知事は、新築等をしようとする事業者に対し、当該公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができるとするものである。

本条は第2節（第20条以下）の事前届出対象施設である特定公共的施設だけでなく、公共的施設の全てについて知事が必要な指導及び助言を行うことが可能であることを示すものであり、これにより公共的施設の整備を推進しようとするものである。

また、条文の規定の仕方としては、「指導及び助言」の他に「指導又は助言」とする規定方法が考えられるが、指導と助言とをはっきり区別できない場合や、指導と助言を合わせて行う場合があること、バリアフリー法において「指導及び助言」と規定されていることなどを考慮して「指導及び助言」が採用されたところである。

(既存施設の整備)

第 17 条 この条例の施行の際現に存する公共的施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、整備基準への適合状況を把握するとともに、整備基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、整備基準に適合していない既存施設について、特に整備の必要があると認めるときは、当該既存施設を所有し、又は管理する者に対し、必要な要請を行うことができる。

《趣 旨》

第 15 条が公共的施設の「新築等」に際しての整備を規定するのに対し、本条では「既存施設」についての整備を規定している。

障がい者等の実際の利用を考えると、新設の施設よりも既存施設の方がはるかに対象が多いため、この既存施設の整備を進めることが重要な課題である。このため、バリアフリー法では既存施設を対象外としているが、本条例では既存施設の整備についても条例で規定し、福祉のまちづくりの推進を図ろうとするものである。

なお、本条においては「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しており、第 15 条の「必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」よりも緩やかな義務を課している。これは、既存施設が、法律不遑及の原則からも、また経済的な面や構造上からも直ちに改善整備が不可能であることから、福祉的配慮の整備を既存施設に義務付けることについて強制すべきものではなく、あくまでも、事業者の理解を得ながら出来るところから逐次改善を図っていくという基本的な考え方によるものであり、このようなことから新築等の整備と比較して少し弱い努力義務を課しているところである。

既存施設は「努めるものとする。」と規定し、義務のなかでも最も弱い表現をとっていることから、本条では第 15 条（新築等の整備）に規定されているような努力義務の免除規定は、この最も弱い努力義務をさらに緩和することになるので免除規定を設けないこととされたものである。

先進県では既存施設の所有者や管理者に施設の改善計画の提出を義務づけているものが見られるが、構造上改善が困難な場合や改善に多額の経費を要する場合は予想されることから、本条例では改善計画の提出を義務付けず、整備基準の適合状況を自主点検し整備に努める努力義務規定を設けることとされている。

また、既存施設については、条例の趣旨の理解を図り、改善が可能なところから整備を促進していくことが望ましいことから、新築施設の場合のような指導及び助言の規定は設けないが、既存施設についても、特に公共性の高い施設などで整備の必要があると認めるときには「必要な要請」ができることとされたものである。

具体的には利用客の多い駅舎や市町の公共施設等のような利用者の特に多い施設や公共性の特に高い施設について、その整備状況に照らして特に整備の必要性があると認める場合に、事業者等に改善を促すために知事が行うものである。

なお、実際に要請を行う場合には、公共的施設のうち原則として特定公共的施設に該

当する施設であることが要求される。

<解 釈>

- ・「既存施設」とは、この条例の施行の際現に存する公共的施設を既存施設として扱うものであり、本条例施行後に新築等を経て完成した後の建築物等は既存施設には該当しない。これらの完成後の建築物等は第 19 条 1 項の規定に基づき当該適合させた部分の機能の維持がなされることになるものであり、既存施設とは区別される。

なお、この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設は既存施設とみなすこととされている。(附則第 2 項)

(適合証の交付)

第 18 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票（次項において「適合証」という。）の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

《趣 旨》

本条では、「適合証」は、「当該公共的施設等が整備基準に適合していることを証する証票」であると定義しており、当該施設の所有者又は管理者の請求により交付するものとしている。

本条は、施設の規模や新築施設、既存施設等の別を問わず、整備基準に適合した施設について、所有者等の請求により、適合証を交付し、障がい者、高齢者等の利用に配慮された施設であることを周知して、障がい者、高齢者等の行動範囲の拡大を図ることを目的とするものである。

なお、適合証の交付については、整備基準の適合状況により判定することとなり、対象施設ごとの整備基準をすべて満たしていることが必要である。また、増築、改築等にあつては、当該部分だけでなく、施設全体としての適合の有無について判定を行う必要がある。

なお、施設の規模により、整備にかかる経済的負担には大きな違いが生じ（例えば百貨店と1坪花屋との比較）、適合証の交付を得るための努力内容が千差万別であることから、一定規模以上の施設にかぎり適合証を交付するという考えもあるが、第15条により、施設の規模にかかわらず全ての公共的施設について施設整備の努力義務を課しており、その施設に求められる整備に努めた場合には、その負担の程度を問わず、同じ扱いとするのが適当であるとの考えのもと、施設規模が整備内容の困難さを問わず整備基準に適合していればすべての公共的施設に適合証を交付することとされている。

また、適合証の交付の考え方には、請求主義（請求のあった者に対してのみ交付する考え）と交付主義（整備基準に適合した全ての者に適合証を交付し、これを建築確認の条件とする等により強制力を強めて実効性を担保する。）があり、先進県の対応もこの2つに大きく別けることができるが、本県では、県民の理解と協力により施設整備を進めるといった基本的考え方に基づき、請求主義が採用されている。

交付請求は所定の様式により、かつ、必要な図書等を添付のうえ行うことになる。ただし、新築等の届出を行った適合施設については、所有者等の利便を考慮し、届出書の副本を持って同表に掲げる図書に代えることとし、手続の簡略化を図っている。（規則第5条）

なお、適合証の交付の事務上の取り扱いについて整理して記載すれば次のとおりである。

- ア 建築物については、棟単位で扱う。ただし、新築・新設の施設については、同一施設内の用途上不可分の建築物等のすべてが適合している場合のみ適合証の交付を行う。
- イ 増改築等の場合には、増改築等の部分だけでなく、既存部分も含めて1棟の建築物全体が整備基準に適合した場合のみ適合証の交付を行う。同様に公共交通機関の施設、公園等、路外駐車場の改良の場合についても、既存部分も含めて全体が整備基準に適合した場合のみ適合証の交付を行う。
- ウ 公共交通機関の施設については、原則として建築物の部分（駅舎等）及び建築物以外の部分（プラットホーム等）を一体として、公共交通機関の施設ごとに扱う。
- エ 道路については、路線ごとに起点、終点の地先及び道路の延長を明らかにして、適合証の交付を行なう。なお、実際の適合証の交付にあたっては、道路の利用状況、道路の延長等から判断して、一定の範囲（例えば通称「〇〇通り」の全体等）を有する場合に行うこととし、延長が極端に短い場合等は交付しない。

規則

（適合証の請求）

第5条 条例第18条第1項の規定による請求は、様式第2号による適合証交付請求書に公共的施設の種別に応じて別表第3に掲げる図書を添えて行わなければならない。ただし、第7条の特定公共的施設新築等届出書又は第8条の特定公共的施設新築等変更届出書を提出している場合は、当該届出書の副本をもって同表に掲げる図書に代えることができる。

(維持保全等)

第 19 条 公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該公共的施設を整備基準に適合させたときは、当該適合させた部分の機能を維持するよう努めなければならない。

2 何人も、障害者、高齢者等の通行の妨げになるような状態で歩道上に自転車、看板その他の物を置く等障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備された公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

《趣 旨》

本条第 1 項は、公共的施設の所有者又は管理者に対して第 15 条（新築施設等の整備）、第 17 条（既存施設の整備）の規定により整備基準に適合させた施設について、その機能の維持の努力義務を課すものである。

第 2 項は、「何人も～公共的施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。」と規定し、他の条文と比較して厳しい禁止規定を設けており、県民の理解と協力により福祉のまちづくりを推進するという本条例の基本的考えの中では異色の表現方法であるが、ここでは整備された公共的施設の機能を損なう行為は厳しく責められるべきであることから、罰則規定は設けないが、他の条文と異なり厳しい禁止規定で表現されている。

第2節 特定公共的施設の整備

(新築等の届出)

第20条 公共的施設で、その種類に応じて規則で定めるもの（以下「特定公共的施設」という。）の新築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定公共的施設の新築等の内容を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その届け出た内容の変更（規則で定める場合を除く。）をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その変更の内容を知事に届け出なければならない。

《趣旨》

第2節においては、「特定公共的施設」の整備に関し必要な手続等を定めている。「特定公共的施設」とは、「公共的施設」のうち本節に定める手続の対象となる施設のことであり、その範囲は「公共的施設」と同様に、規則の別表第1において詳細に規定されている。

本条では、「特定公共的施設」の新築等をしようとする者に対し、知事への届出を義務付けており、また、その届け出た内容の変更をしようとするときも同様に知事への届出を義務付けている。

なお、「特定公共的施設」は、「公共的施設」の一部を構成するものであるので、当然のこととして第16条の指導及び助言の対象となるものであり、知事は、当該届出に係る「特定公共的施設」が整備基準に適合しないと認めるときは、当該特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

本条では、公共的施設のうちでも規模が大きかったり、公共性が特に高い施設であることから、「特定公共的施設」については、新築等をする場合に事前届出制度を設けて、工事に着手する前に整備基準への適合について行政指導を徹底しようとするものである。

以上のように、本条例においては、「公共的施設」と「特定公共的施設」の2段階方式を採用しており、両施設に対する行政指導の対応の相違について明らかにしておくのとおりである。

「公共的施設」 …… ①指導及び助言（第16条）

「特定公共的施設」 ……

- ・届出 ⇒ ①指導及び助言（第16条）⇒ ②指示（第21条）及び③報告徴収・立入調査（第22条）
- ・無届出 ⇒ ①指導及び助言（第16条）⇒ ③報告徴収・立入調査（第22条）
⇒ ④勧告（第23条）⇒ ⑤公表（第24条）

※県所管分（静岡市、浜松市、沼津市、富士市、富士宮市、焼津市以外）については、電子申請が可能である。紙面による申請の場合は市町での受付となるが、電子申請の場合は、本庁、土木事務所に直接申請することが出来る。

<解 釈>

(第1項関係)

- ・「届出」は、規則第7条に定めるところにより「工事に着手する日の30日前までに」行う必要がある。

(第2項関係)

- ・「届け出た内容の変更」の場合もその旨の届出が必要である。

規則

(特定公共的施設)

第6条 条例第20条第1項の特定公共的施設は、別表第1の左欄に掲げる施設で、その新築等に係る規模等が同表の右欄に該当するもの（法適用特別特定建築物及び法適用旅客施設を除く）とする。

(新築等の届出)

第7条 条例第20条第1項の規定による届出は、当該特定公共的施設の新築等の工事に着手する日の30日前までに、様式第3号による特定公共的施設新築等届出書に特定公共的施設の種類に応じて別表第3に掲げる図書に添えて行わなければならない。ただし、当該特定公共的施設の種類が建築物である場合において、特定公共的施設新築等届出書を建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「建築確認申請書」という。）と同時に提出し、かつ、条例第15条第1項本文に規定する措置の内容が当該建築確認申請書の添付図書に明示されているときは、同表に掲げる図書のうち付近見取図、配置図及び各階平面図を省略することができる。

(変更の届出)

第8条 条例第20条第2項の規定による届出は、様式第4号による特定公共的施設新築等変更届出書に特定公共的施設の種類に応じて別表第3に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて行わなければならない。

(届出の必要のない変更)

第9条 条例第20条第2項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 整備基準に適合している部分を障害者、高齢者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするための変更を行う場合
- (2) 工事着手予定年月日又は工事完了予定年月日について3月以内の変更を行う場合

<解 釈>

- ・ 規則第7条の「工事に着手する日」とは、実際にその工事に着手するときを指し、例えば請負契約締結などの準備行為は含まれない。なお、建築物の場合は、できるだけ建築確認の申請以前（建築確認申請と同時を含む。）に届出が行われるよう指導すること。

- ・ 規則第9条の「より安全かつ円滑に利用できるようにするための変更」とは、特定公共的施設新築等届出書の受理後にその構造又は設備を障害者がさらに安全かつ円滑に利用できるものに変更する場合をいう。

具体的な例としては、次のような場合が該当する。

ア 出入口、廊下等の幅を当初の届出内容より広くする場合

イ 傾斜路の勾配

を当初の届出内容より緩くする場合

ウ 当初の届出では誘導用床材の敷設を計画していたが、音声誘導装置を併設するなどさらに有効なものに変更する場合

(指示)

第 21 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）をした者に対し、当該特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示をすることができる。

- (1) 届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき。
- (2) 工事の内容が届出の内容と異なるとき。

《趣 旨》

本条では、第 20 条の規定による届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき又は工事の内容が届出の内容と異なるときに該当すると認めるときは、特定公共的施設の新築等の届出をした者に対し、当該特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示をすることができるとしている。

<解 釈>

- ・「指導及び助言」と「指示」の対象施設の違い

第 16 条の「指導及び助言」は全ての「公共的施設」を対象として実施されるが、本条の「指示」は「特定公共的施設」に対してのみ実施される。

- ・「指導及び助言」と「指示」の内容の相違

「指導及び助言」は相手方に対して自主的な実施を働きかける行為であるのに対して、「指示」は相手方に対して具体的に実施を指示する行為である。

- ・「指示」と「勧告」の相違

先進県の多くは、「届出の内容と異なる工事を行ったとき」に「勧告」を行うこととしているが、本県の条例では「勧告」を「公表」の前置行為として位置づけているため、後に「公表」を伴わない本条の場合については、「勧告」とせず、「指示」を行うこととした。

なお、本条の場合、「届出の内容が整備基準に照らして著しく不十分であるとき」と「工事の内容が届出の内容と異なるとき」に「指示」に止め、「勧告」、「公表」の規定を設けなかった理由は、第 15 条の規定による整備基準への適合は努力義務であり、整備を強要するものではなく、届出により行政指導の機会を確保し、条例の趣旨を理解してもらうよう粘り強く働きかけていこうとする基本的考え方であるので、届出を行わない場合のみ「勧告」、「公表」を行うこととし、届出がなされた場合には罰則的な意味合いを含む氏名等の公表規定は設けないこととしたものである。

(報告の徴収及び立入調査)

第 22 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、届出をした者（すべき者を含む。）に対し、当該特定公共的施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に当該特定公共的施設若しくはその工事現場に立ち入り、整備基準への適合状況を調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の規定による立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

《趣 旨》

本条では、知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者に対し、必要な事項について報告を求め、その職員に立入調査を行わせることができるとしている。

これは、公共的施設のうち特に公共性の高い施設である特定公共的施設に限定して、実効性の確保及び施設整備の徹底を図るため設けられた規定であり、本条により知事に立ち入りができる権限は付与されているが、実施にあたってはその都度必要性を十分検討したうえで行うことが大切である。

なお、第 21 条が特定公共的施設の新築等の届出をした者に対してのみ適用されるのに対して、本条は、届出すべき者（無届者）を含んで適用されるものである。このため、第 23 条の勧告の実施に当たっても必要に応じて、事前に本条による報告の徴収及び立入調査を実施することが可能である。

また、令和 4 年 3 月 31 日付け静岡県規則第 14 号「地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則」が施行されたことにより、規則第 10 条の規定にかかわらず、当該規則の別記様式によることができることとなっている。

<解 釈>

(第 1 項関係)

・「立入調査」が出来る場合は、この条例の施行に必要な限度において実施されるものであり、概ね次の場合に限定して考えるのが適当である。

- 1 第 16 条に基づき、公共的施設（特定公共的施設に限る。）の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言を行う場合
- 2 第 21 条に基づき、特定公共的施設の設計及び施工に係る事項について必要な指示を行う場合
- 3 第 23 条に基づき、勧告するのに必要な調査を行う場合
- 4 第 24 条に基づき、公表するのに必要な調査を行う場合

規則

(身分証明書)

第 10 条 条例第 22 条第 2 項の身分を示す証明書は、様式第 5 号によるものとする。

(勧告)

第 23 条 知事は、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに当該工事に着手したときは、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

《趣 旨》

本条では、特定公共的施設の新築等をしようとする者が届出を行わずに工事に着手したときに、知事は、その者に対し、届出を行うべきことを勧告することができるとしている。

届出を行わずに工事に着手した者の把握については、建築確認申請等の他法令所管窓口との密接な連携が必要である。

なお、届出の内容と異なる工事を行った場合に公表規定を設けなかった理由については第 21 条の解釈のとおりである。

<解 釈>

・「勧告」は、行政指導の手段の一形態であり、指導、助言と同じ性格であるが、この条例においては「公表」の前段階として位置付けているので、文書で行うことが必要である。

なお、届出を行っていないが整備基準には適合しているという場合には、整備基準を満たしていれば届出不要ということではないが、結果として、取るべき必要な措置がすでになされているため、勧告する必要がない。

(公表)

第 24 条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）第 3 章第 3 節の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続きを執らなければならない。

《趣 旨》

本条では、知事は、勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、所定の手続きを行った上で、氏名等を公表することができるとしている。

本条例は、事業者の理解を得て福祉のまちづくりの推進を図るのが基本であり、罰則的なものの運用は馴染まないが、届出勧告に従わないような悪質な者の増加を防ぐ意味からも担保措置として本条が設けられている。氏名等の公表は、静岡県行政手続条例上の「不利益処分」には当たらないため、同条例の「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の規定は直接適用されないが、事実上、不利益的な取扱いの性格を有することから、第 2 項において同条例の規定の例により、当該事業者について、意見陳述のための手続きを執らなければならないこととし、厳格な運用を求める規定を置いている。

なお、第 20 条の届出は努力義務規定ではなく、必ず行わなければならない義務規定であり、届出がされないと県が「指導及び助言」等の行政指導を行う機会を実質的に失うことになることから、公表規定を設けて、「指導及び助言」等の機会を確保しようとするものである。

規則

(公表する事項等)

第 11 条 条例第 24 条第 1 項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第 23 条の規定による勧告を受けた者が個人である場合にあってはその者の住所、法人である場合にあってはその名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地
- (2) 条例第 23 条の規定による勧告の対象となった特定公共的施設の名称、所在地その他の知事が必要と認める事項

2 条例第 24 条第 1 項の規定による公表は、県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

第3節 公共的施設以外の施設等の整備

(公共車両等の整備)

第25条 一般の旅客の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶(以下この条において「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣 旨》

第3節では、公共的施設以外の施設等である「公共車両等」、「公共工作物」及び「住宅」の整備の努力義務について定めたものである。

本条は、鉄道の車両、自動車及び船舶の所有者又は管理者に、整備の努力義務を課すものである。

公共車両の問題は障がい者、高齢者等の移動の確保のため特に重要な要素であるため、関係事業者の理解と協力を得て福祉のまちづくりを進めるため本条が設けられたものである。

公共車両等は、公共的施設等と異なり土地に定着したものではなく、その活動区域が県域にとどまらないことも想定され、また、その整備は、費用面も含めて技術開発に負うところも多いことなどから、条例ではあえて整備基準を設けずに、整備努力義務の位置付けとしている。

<解 釈>

- ・ 「一般の旅客の用に供する」とは、公共車両等のうち一般の旅客の用に供するものに限定することであり、スクールバスや旅館の送迎車両のように特定の旅客の用に供するものは含まれない。
- ・ 「自動車」とはバス、タクシー等が該当する。
- ・ 飛行機の整備等については、単独の都道府県のレベルで対応できるものでないこと等から、飛行機は本条の対象外としている。

(公共工作物の整備)

第26条 交通信号機、案内標識、バスの停留所、公衆電話所等公共の用に供する工作物(以下この条において「公共工作物」という。)を所有し、又は管理する者は、その所有し、又は管理する公共工作物について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

《趣旨》

本条は、交通信号機、安全標識、バスの停留所、公衆電話所等の公共工作物の所有者又は管理者に、整備の努力義務を課すものである。

具体的には、音響式や歩行者用青信号の時間調整ができる等の障がい者等に配慮した交通信号機の設置や、障がい者等にとって見やすく、利用しやすい案内標識の整備・充実、ベンチや屋根を備えた障がい者、高齢者等が安心して待てるバス停留所の整備、車椅子対応、点字対応、難聴者対応等がなされた公衆電話ボックスの整備などについて、福祉的配慮に努めていただくことを意図した規定である。

<解釈>

- ・「公衆電話所等」とは、公衆電話所(電話ボックス)以外に現金自動預け払い機やキップの券売機等が考えられる。

(住宅の整備)

第27条 県民は、その所有する住宅について、自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるようその整備に努めるものとする。

2 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めるものとする。

《趣 旨》

本条では、県民及び住宅を供給する事業者に対し、その所有する住宅又は供給する住宅について、整備の努力義務を課すものである。

住宅の整備は福祉のまちづくりを推進する上で重要であり、また、生活の基点となることから、全ての人が必然的に高齢となることを自覚し、だれもが事故や病気によりハンディキャップを持つ可能性があり、自らの問題としてとらえその備えを行うことを責務として規定するものである。

個人の住宅は、公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等とともに街の主要な構成要素であり、福祉のまちづくりを推進する上でその整備を進めることが重要であることから条例に規定されたものである。

本来、個人住宅は個人の自由意思により整備されるものであり、その整備方法について条例で言及すべきか否かについては、意見の分かれるところである。しかし、超高齢社会を迎えるに当たり、福祉のまちづくりを進める上では、屋外の整備を行うだけでは不十分であり、屋内（住宅）の整備を併せて実施することにより各人が住宅での生活を続けることが可能である。このため、住宅においても自らの高齢化等に対応し、将来にわたって安全かつ円滑に暮らすことのできるよう、将来に備えた整備をしておくことの重要性にかんがみ、この規定が設けられたものである。

また、本条例では事業者に対しては公共的施設の整備をお願いするとともに、県民に対しても自分の住宅の整備をお願いすることとし、第7条に定める一体としての福祉のまちづくりの総合的推進を図ろうとする意図も含まれているものである。

なお、条例では住宅の整備基準は定めず、公共的施設の整備基準の引用や平成7年6月23日に建設省住民局から示された「長寿社会対応住宅設計指針」等により、個人の努力による整備を進めることを奨励していくものである。また住宅供給事業では、住宅だけでなく住宅と一体的に整備される道路・公園等についても福祉的配慮による整備が望まれるが、これらは公共的施設に該当することから本条では規定しないこととされた。

<解 釈>

(第1項関係)

・「公共的施設の共同住宅と本条の住宅との違い」

1棟当たりの戸数が51戸以上の共同住宅については、規則で公共的施設として定められているが、これは共同住宅の共用部分を対象とするものであり、住宅内部を対象とするものではない。したがって、51戸以上の共同住宅についても、その住宅内部については本条の規定が適用される。

第4章 雑則

(国等に関する特例)

第28条 国、県、市町その他規則で定める者については、第16条及び前章第2節の規定は、適用しない。

2 知事は、国、市町その他規則で定める者が公共的施設の新築等をしようとする場合には、整備基準への適合その他必要な措置を講ずるよう要請を行うことができる。

《趣旨》

本条では、国、県、市町及び規則第12条で定める者について、第16条の「指導及び助言」の規定及び第3章第2節の特定公共的施設の事前届出義務等の規定について、適用除外とする規定である。

これらの者は、指導・助言や事前届出義務等により履行を確保するまでもなく、条例を遵守し、率先して整備を推進する立場にあることから、特別扱いとされたものである。

なお、国等が適用除外となるのは、第16条及び第3章第2節の規定のみであることから、第17条（既存施設に対する整備の要請）、第18条（適合証の交付請求）、第19条（公共的施設の維持保全）等については適用される。

また、本条第2項で国等が新築等をする場合で、福祉のまちづくりの観点から特に整備が望まれるものについては、県知事は整備基準への適合その他必要な要請を行うことができるとされている。

規則

(国等に準ずる者)

第12条 条例第28条の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 地方公共団体の組合
- (2) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (3) 土地開発公社

規則第12条第2号の「建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人」とは、政令で定める法人である。

- ・地方住宅供給公社法施行令
- ・地方道路公社法施行令
- ・日本下水道事業団法施行令
- ・独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令
- ・独立行政法人水資源機構法施行令
- ・国立大学法人施行令
- ・独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令
- ・独立行政法人国立病院機構法施行令
- ・独立行政法人都市再生機構法施行令

(規則への委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

《趣 旨》

条例では、基本的な事項を定め、細目については規則で定めることとしている。

本条例の場合、規則に委任されている事項は次のとおりである。

条例第 2 条に基づき、公共的施設の細目を定めること。

条例第 14 条に基づき、整備基準を定めること。

条例第 15 条に基づき、公共的施設整備計画表を定めること。

条例第 18 条に基づき、適合証の様式、請求手続、添付書類等を定めること。

条例第 20 条に基づき、特定公共的施設の細目、届出書（変更届出書を含む。）の様式、手続方式、添付書類を定めること。

条例第 22 条に基づき、立入調査を行う職員の身分証明書の様式を定めること。

条例第 24 条に基づき、公表方法等を定めること。

条例第 28 条に基づき、国等に準ずる者の範囲を定めること。

なお、知事に提出する書類の経由、提出書類の部数、知事の権限に属する事務の建築確認事務を所管している 6 市の長への委任について規則等で定めている。

規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県福祉のまちづくり条例（平成 7 年静岡県条例第 47 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の部数)

第 13 条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、第 7 条及び第 8 条に規定する書類にあつては正本 1 部及び副本 1 部、その他の書類にあつては 1 部とする。

附 則

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、既存施設とみなす。

附 則

この条例は、公布の日（平成 19 年 3 月 20 日）から施行する。

《趣 旨》

本条例は平成 7 年 9 月県議会で議決され、平成 7 年 10 月 18 日付け静岡県条例第 47 号として公布されたが、施行規則の内容検討及び一般県民に対する周知期間を考慮して、施行は、平成 8 年 4 月 1 日からとされたものである。

また、この条例の施行の際現に新築等の工事に着手している公共的施設については、附則に規定せず第 17 条において既存施設に含めるとして規定する方法もあるが、内容が条例施行時の一過性のものであるので、経過措置として附則に規定することとされたものである。